

弘前藩領における百姓一揆、騒動と義民 ——文化年間の山を巡る争いを中心に——

萱場 真仁

〔キーワード：①弘前藩 ②山林 ③百姓一揆 ④義民〕

はじめに

文化年間の弘前藩領では、百姓たちによる徒党・強訴、騒動の動きが多発している。【表①】には文化年間の弘前藩領で発生した百姓たちによる強訴や騒動といった動きをまとめているが、この中で文化十年（一八一三）九月二十八日に発生した強訴は、近世弘前藩領において発生した百姓一揆の中では最大規模のものであった。この強訴は高杉（現青森県弘前市と鱒ヶ沢町）・木造新田・広須（いずれも現青森県つがる市）・藤代（現青森県弘前市と北津軽郡鶴田町）四組の百姓たちが徒党を組み、検見を実施した上での年貢徴収や年貢収納免除を要求したものであり、頭取として「高杉組鬼沢村彦兵衛二男 民次郎」が唯一斬罪に処されている。近代

以降「民次郎」は義民「藤田民次郎」として顕彰され、その影響の大きさからこの百姓一揆は「民次郎一揆」と呼称される⁽¹⁾ものでもある。

文化年間は隣の盛岡藩領においても百姓一揆が発生しており、これは当時盛岡藩や弘前藩が幕府から担わされていた蝦夷警衛に伴う負担が原因とされている⁽²⁾。「民次郎一揆」をはじめとする百姓たちの動きもまた、当時弘前藩が幕府から恒常的に担わされていた蝦夷警衛と、天明飢饉以後の藩領の民衆移動と藩が展開する廃田開発等に係る労働力確保が衝突したことを背景として発生したものであると考えられている⁽³⁾。

さらに、近年瀧本壽史氏は「民次郎一揆」及び義民「藤田民次郎」についての再考察を行っている。この中で瀧本氏は弘前藩領の百姓たちが当該期に「一統」する論理の形成を藩の蝦夷警衛に係る諸政策にあつたとしており、義民「藤田民次郎」についてもそれが近代以降創造された存在であり、顕彰を繰り返すことで増幅された一揆衆の総体であると論じている⁽⁴⁾。

しかし、こうした文化年間の弘前藩領百姓たちが起ち上がる背景及びその論理についての考察はこれまで「民次郎一揆」及び義民「藤田民次郎」を中心に行われてきており、その点に問題があると考ええる。文化年間の弘前藩領では「民次郎一揆」以外にも、【表①】の網掛けの部分で示したように、文化五年（一八〇八）から文化六年（一八〇九）、そして文化九年（一八一二）には大鱈組乳井村と薬師堂村が村領の山の境界を巡って争い、それが最終的に強訴へと展開する動きが見られ、文化八年（一八一）八月十八日には大鱈・尾崎・大光寺組の百姓たちが山役人を襲撃する動きが確認出来る。これらはいずれも山の仕分や扱いを巡って百姓たちが訴願を行っており、「民次郎一揆」の中で百姓たちが要求したものは異なっている。従来これら山を巡っての強訴や騒動も「民次郎一揆」と同じ背景の中で発生し、そこに至るまでの一連の動きの中で捉えられて

きた傾向が強い⁵。しかし、山を巡って百姓たちが起ち上がるこれらの動きが「民次郎一揆」と同じ蝦夷警衛に係る背景を持つものであるのか、或いはそこから促される「一統」の論理形成と繋がるものであるのかということを、百姓たちの要求や動きから個々に検討する必要があると考える。

また、義民「藤田民次郎」以外にも、同じ文化年間の強訴、騒動から義民「原田村伝兵衛」の顕彰が確認出来る⁶。「原田村伝兵衛」は文化八年（一八一二）に発生した大鰐・尾崎・大光寺組の百姓たちが山役人を襲撃する騒動の中から輩出された義民である。しかし、同じ文化年間から顕彰されている義民が「藤田民次郎」以外にも存在していることが確認出来るにも拘らず、これまでの研究では義民「藤田民次郎」及び「民次郎一揆」の一例を以て「北奥地域の特質」が説明されてきた。同じ文化年間に発生した百姓一揆、騒動から義民「原田村伝兵衛」の顕彰が確認出来る以上、これを無視して検討することは出来ず、また、義民とされる人物のどの様な行爲が、何を目的として顕彰されるのかを考察することで、強訴、騒動の藩政への正確な位置付けが行えるとも考える。

以上の点を踏まえ、本稿では文化年間の弘前藩領における百姓たちの動きを、従来考察の中心とされていた「民次郎一揆」及び義民「藤田民次郎」からではなく、山を巡って発生したと考えられる徒党・強訴、騒動を個々に検討し、さらにそれらの中から輩出される義民「原田村伝兵衛」が実際の騒動でどの様に動き、後世顕彰されていくのかを考えることで、文化年間の弘前藩領百姓の動きを再考察することを目的とする。

第一章 大鰐組乳井村・薬師堂村山論に伴う強訴

本章では【表①】のうち、文化五年（二八〇八）から六年（二八〇九）、そして文化九年（二八一二）にかけて発生した大鰐組乳井村・薬師堂村（いずれも現青森県弘前市）の山論に伴う強訴の事例を扱っていく。ここではこの強訴の背景が何であるのか及び強訴の中における百姓たちの行動を、可能な限り検討していくことを目的とする。尚、乳井村と薬師堂村の現在の位置については【図①】に示したので適宜参照していただきたい。

（一）大鰐組乳井村・薬師堂村の関係と強訴の背景

大鰐組乳井村・薬師堂村間の山論に伴う強訴自体が発生したのは文化五年（二八〇八）六月十五日、薬師堂村の百姓たちが東長町制札場へ強訴を行ったのが最初である。しかし、それ以前から二つの村が互いに山の仕分を巡って争い続けており、寛政四年（一七九二）から藩も両村の山論を扱うようになったことが「御国日記^⑦」文化五年五月三十日条から判明する。

同条によれば、元来、乳井村と薬師堂村は一つの村であり、薬師堂村は「下乳井村」と言っていた。「貞享年中御新檢之節」、いわゆる貞享檢地^⑧の際に乳井村・薬師堂村に分かれたが、貞享檢地の元帳には乳井村・薬師堂村ともに山は五つずつであると記されている^⑨のみで、各村が山のどの部分を領分としているのかということが沢名・地名で分けられていない。その後宝永元年（一七〇四）に再檢を行うも、この時の元帳は郡所にも勘定所にも無く、下帳らしきものはあるが、山のことについては一切書かれていない。乳井村には再檢

帳の写があつて、これには沢名等で村が山のどの部分を領分とするかが詳細に分けられている。しかし、薬師堂村にその再検帳の写は無く、薬師堂村は古来よりその帳面にある乳井村領の山も「見継」をしてきたと主張していた。乳井村には元帳の写があるので、それに基づいて寛政四年（一七九二）に新たに両村の戸数や田畑の高数によって仕分を行い、それ以降の仕分は行っていない。そこへ文化四年（一八〇七）八月に再び争論が発生したため、山を全て引き上げた上で新たに仕分を行うことになった。寛政年中の沙汰では薬師堂村領の山は不足しているので、今回は両村の申出に関係なく見分をした上で新たに仕分を行った。その帳面を添えて申し付けるとある。

また、『封内事實秘苑¹⁰⁾』の文化六年の項目にも乳井村と薬師堂村の山論、強訴についての記述がある。そのうち両村が山を巡って争っていることが分かる箇所の一部を示すと以下の通りとなる。

【史料①】『封内事實秘苑』廿五、廿六 文化六乙巳年 拾遺追補 五月廿三日

（弘前市立図書館八木橋文庫蔵）

一 右薬師堂村山論之儀去々年之春与相催候事^{二前}乳井村薬師堂村両村之争論也、往古ハ右山不殘乳井領^二候得とも凶歳後薬師堂^{二前}杉檜^并雜木共仕立之上此節尤盛木^二及良山^二相成候由、元来乳井薬師堂共一村之節^二右山も乳井領分之筈、然共中興薬師堂村与両村々相分ち其後右之通申立之上仕立候^前秣場等にも致、元より田地も無之^二付右山を以助情与致相立居候事之由、然所唯今いたり乳井村^{二前}往古領山^二付引戻可申趣意^{二前}姦曲之者共色々手筋を求め賄賂等^二茂預申出大方濟寄之処、薬師堂村之者聞及右之趣

同処にも申出双方訴訟^三及、依之山奉行御代官等罷下り夫々分候由、
 (後略)。

ここにはかつて両村の山は乳井村領のものであったが、「凶歳後」薬師堂村側がその山に「申立之上」杉・檜・雑木等仕立を行ったところ「良山」となったとある。ここで言う「凶歳後」とは天明飢饉後のことを指していると考えられる。本来であればこれらの山は乳井村領のものであるはずだが、村が二つに分かれた後に薬師堂村は申し出た上で仕立を行っており、元々田地もなかったので薬師堂村はその山を以て生計を立てていた。そこへ乳井村の者たちが自分たちの山に戻そうと画策していたということが記されている。

「御国日記」と『封内事實秘苑』の二つの史料を見てみると、両村が元々一つの村であるためなのか、山などの部分をどちらの村が領分としたり管理したりしているのかが曖昧であり、それを示す証文類があるかどうかについてはっきりしないこと、さらにそうした中で薬師堂村領とされる山を乳井村の者が自分たちの村の山に戻そうとしていたことが両村の争いの背景と考えられる。薬師堂村は天明飢饉後「申立之上」仕立を行ったとしていることから、弘前藩山林の分類における「仕立抱山^四」や「仕立見継山^五」の性格の山を有していることが考えられるが、ここでも「仕立抱山」や「仕立見継山」を示す証文が下附されたかどうか、或いは慣習のまま証文等が与えられていなかったのかということは判然としない。

さらに、「御国日記」を見ていくと最初の強訴が発生した後の文化五年（一八〇八）八月二十九日条と十一月十二日条に、六月十五日に薬師堂村の百姓たちが起ち上がった要因と考えられることが記されている。これら二つの条によれば文化四年（一八〇七）の秋、既に郡・勘定・山奉行の三役が見分を行ったが、どちらの村

にも「慥成證拠」が無く、双方の申し出を以て応じ沙汰を下し難い状況であった。そこで貞享検地の帳面では一つの村に五か山ずつとあったので、それに基づき夏の見分では山が十四か山あったので七か山ずつ仕分を行った。しかしこれでは大鱈組薬師堂村手代の小笠原弥左衛門¹⁵が持つ杉仕立抱山が多くあるため、これを差し引けば薬師堂村領の山はこれまでの十分の一ほどになり難渋してしまう。測量方が見分を行ったところ、抱山を差し除けば薬師堂村の山数は不足するとの報告であった。また「下情」が上に達していないことを疑惑に感じる者もいるであろうから、今回は郡奉行らが自ら見分を行い、乳井村・薬師堂村両村の全ての山を取り上げ、小笠原弥左衛門の杉仕立抱山も一度取り上げた上で考量の上新たに仕分を行うとある。

この時、藩が山の引上を行う際に作成されたと思われる絵図が現在弘前市立図書館に所蔵されており、それを【図②】に示している。この図にある中央の大きな山は【図①】の地図上における「大館山」で、両村が仕分を巡って争った山であるとされている¹⁶。また【図②】を見てみると中央の大きな山に小笠原弥左衛門が杉仕立を行っているとされる箇所も何箇所か確認が取れる。引上山の絵図及び先に示した「御国日記」から判断すると、杉仕立抱山とされる場所は小笠原弥左衛門個人が所有する場所であることが考えられ、薬師堂村百姓たちは村の百姓たちが利用できる山林を要求していたことが窺える。しかし、後述するように文化五年（一八〇八）六月十五日の強訴に関係する人物として捕えられた者の中には小笠原弥左衛門やその親である弥太郎の名前も見られる。ここまでの経緯を見てみると、薬師堂村百姓と大鱈組薬師堂村手代小笠原弥左衛門は本来対立する関係にある筈だが、実際は強訴に関係していた人物としても弥左衛門の名前が挙がっている。小笠原弥左衛門の村内での位置や村の百姓たちとの関係については今回明らかに出来なかったが、今後とも考えていく必要があるだろう。

以上、文化五年（一八〇八）から文化六年（一八〇九）、そして文化九年（一八一二）にかけての大鱧組乳井村・薬師堂村の百姓たちが強訴に至る背景にあるものを考察してきた。両村の百姓たちは互いに山の仕分を巡って争い続けており、それが両村の百姓たちを強訴に起ち上がらせるということがここまで見てきた中で考えられる。従ってこれまで捉えられてきている様な蝦夷警衛に係る諸政策の負担に対して百姓たちが起ち上がるという背景はここまで見てきた中においては確認出来ず、また蝦夷警衛の負担に繋がるものであるということも言えない。

（二）文化五年から文化六年にかけて大鱧組薬師堂村百姓たちの動き

（一）では大鱧組乳井村・薬師堂村が互いに山の仕分を巡って対立関係にあったことを見てきた。両村の山を巡る対立が実際に強訴へと展開したのは文化五年（一八〇八）六月十五日が最初である。「御国日記」文化五年六月十五日条によれば、大鱧組薬師堂村百姓三十人が「山仕分之儀」についての願書を差し出すため、東長町制札場¹⁶⁾へ詰めかけたとある。これに対して大鱧組代官半田忠左衛門が差し向けられ、願書を受け取っている。六月二十日には、この強訴において「山仕分ヶ高之儀」についての願書を差し出した七右衛門、甚四郎、勘兵衛という百姓が「頭取」らしいということ、この三人は詳しい詮議を行うため揚屋入となっている¹⁶⁾。

さらに『封内事實秘苑』、『大平家日記』¹⁷⁾といった史料によれば、翌文化六年（一八〇九）に薬師堂村の百姓たちが動きを見せている記述が見られる。このうち『封内事實秘苑』には、大鱧組薬師堂村の百姓が「一村相拳ヶケ」、「明白之御裁許」を受けなるべく、藩主下向の際に通筋筋に出で直訴を行おうとする動きが見られ、事

と次第によっては「他散」にも及ぶ覚悟であったということが伝えられている¹⁸。また、『大平家日記』には薬師堂村の百姓たちが大勢入牢を申し付けられたところ、「一村不残入牢願」を申し出て中々鎮まらなかったということが記されている¹⁹。

さらに、「御国日記」によれば文化六年（一八〇九）四月十四日から十八日にかけて大鰐組乳井村・薬師堂村の山仕分を行うため一度引上山とすべく藩役人たちが下るが、その際に薬師堂村の百姓たちが騒ぎ立て、役人が止宿している村へ交替で様子を窺いに来るといふ行為が見られる²⁰。

七月三十日には今回の東長町制札場強訴について入牢、揚屋入、村預、宿預となっていた百姓たちが釈放される²¹。この時に釈放された百姓たちの一覧については【表②】に示した。【表②】を見てみると、「御国日記」文化五年六月二十日条で「頭取」らしいということと揚屋入となった三人のうち「甚四郎」は入牢、「勘兵衛」と「七右衛門」は村預・宿預となっている。また、『封内事實秘苑』には「同村頭取大鰐組手代弥太郎与申者」とあり、これは大鰐組薬師堂村手代小笠原弥左衛門の親である小笠原弥太郎のことと考えられ²²、【表②】に示したように大鰐組薬師堂村手代小笠原弥左衛門と弥太郎の二人も強訴関係者として捕えられていることから、小笠原弥太郎も今回の頭取の一人だったとして良いだろう。

捕えられた人物の中で注目すべき人物が二人いる。一人は大鰐組薬師堂村山伏智源である。智源は「御国日記」文化五年九月十八日条に既にもその名前が見られ、これによれば乳井薬師堂村山論について諸役人や寺院へ廻って「内訴」に及び、村の者へ弘前での評議の様子を伝えるといった行為をしたため、弘前藩領内修験司頭であった大行院へ預けられた上で詮議中の禁足を言い渡されている。

もう一人は亀甲町泉屋忠兵衛と、その息子の彦太郎である。このうち泉屋忠兵衛については薬師堂村の者へ

加談し、訴訟の「腰押」を行ったという罪状が判明する²³。「泉屋」は大坂住友家の屋号であり、一七世紀から一八世紀にかけて尾太銅山の開発・経営に領内の山師と共に参画しようとしていたことが近年の研究で明らかにされている²⁴。先に挙げた【史料①】の『封内事實秘苑』によれば、薬師堂村は天明飢饉以後、杉・檜の仕立を行ったところ良山になったとしている。「泉屋」が大坂住友家と関係のある「泉屋」であれば、銅の精錬に必要な杉・檜を巡って村の者と関係を持っていったということも考えられることではある。しかし、この時期に住友泉屋が弘前藩領において活動していたのかどうか、また、何故薬師堂村の百姓たちに対して手引きを行ったのかについては今回調べられなかった。このことについては今後の課題としたい。

以上が文化五年（一八〇八）から文化六年（一八〇九）にかけての大鱧組薬師堂村百姓たちの動きである。大鱧組薬師堂村の百姓たちは文化五年六月十五日の東長町制札場強訴以外にも翌文化六年春にかけても動いていたことが史料上からは分かる。その中における大鱧組薬師堂村の百姓たちの動きは、史料中の「一村相挙ケ」や「一村不残入堂願」の文言に示されるように、一つの村がまとまって同じ要求に向けて立ち向かおうとしているものであったと言いうことが出来る。また、薬師堂村の百姓たちにとって要求していた「山」の存在は、一つの村を挙げて行動を起こさせるほど重要な位置を占めていたということも同時に窺えるのである。

（三）文化九年の大鱧組乳井村百姓たちの動き

大鱧組薬師堂村の百姓たちが文化五年（一八〇八）に東長町制札場へ強訴に及んだことを受けて、藩側も改めて乳井村と薬師堂村の山仕分の必要があるとして、強訴発生後一度全ての山を引き上げ、山奉行らが改めて見分を行った上で甲乙の無いよう仕分を行うことになった²⁵。その仕分が完了したのが文化九年（一八一二）

のことであった。三月二日に大鱈組乳井村・薬師堂村の山境仕分が完了したので、大鱈組手代、両村の庄屋・五人組が郡所へ呼び出され、代官出席の上で山仕分の結果が言い渡された²⁶⁾。

しかし、今度は乳井村側がこれに不満を抱き、三月二十日に大鱈組乳井村の百姓たちが百人ほど弘前城外東御門へと強訴に及んだ。乳井村の百姓たちは今回改めて行った山仕分の件について「乳井村之方損分」であるため徒党・強訴を起こしたとしている。乳井村の百姓たちが外東御門へ詰めかけた際、御徒目付が願書を受け取ったが、郡奉行や代官も後に出向している²⁷⁾。三月二十六日、乳井村へ唐牛甚右衛門を始めとする捕手が差し向けられ、頭取らしき百姓十六名が捕えられた²⁸⁾。

「御国日記」の九月二十日条には百姓たちが心得違をしないう様、百姓たちによく申し含めるようにと郡奉行への訓示がなされており、ここでは大鱈組乳井村・薬師堂村の山境の件について両村は数年間争いを続けていたが、今年の春に「慥に證拠有之上」でそれぞれ仕分を行った。すると、今年の三月、乳井村の者たちが大勢徒党を行い外東御門前へ詰めかけ、山所願の書付を差し出した。徒党強訴はそもそも公儀にて禁止されているにも拘らずこの様なことを起こすのは不届きなことであるので頭取らしき百姓を捕え詮議に及ぶことにする。今年の春に改めて山仕分を行った上ではこれ以上どんなに押願をされても詮議は出来ないのに、百姓たちが含違をして願書を差し出せば解決してくれると考えていると聞いた。これ以上この様な心得違や押願等に及ぶ者が現れた場合は容赦なく定法の通り厳しく裁許を行うので十分考慮した上でこの様な事が無いように郡奉行に申し伝えるとある。一度山の境界が手代、両村の庄屋・五人組と代官が出席の上で「慥に證拠有之上」で定められた場合はこれ以上の審議は出来ないという姿勢を藩側は貫いていることがここからは分かる。

同年の十月二十三日、十一月六日には乳井村の百姓たちが強訴に及んだ理由について、藩役人が大きく関係

していることが「御国日記」中から窺える。これらによれば文化五年に郡奉行を勤めていた角田弥六とその俵六十郎らが、文化五年の強訴の際に既に役下といった処罰を言い渡されている⁽²⁹⁾にも拘らず、慎むことなく乳井村に対して「山分押領之内意」を行ったため、今回乳井村百姓たちが動揺し、強訴に及んだとある。これにより角田弥六は隠居・他出差留、六十郎は蟄居を言い渡されており⁽³⁰⁾、また、郡所物書であった棟方吉左衛門も乳井村へ内意を行ったとして御旗警固に役下を言い渡されている⁽³¹⁾。

『封内事實秘苑』には乳井村の者たちが往古領の山に引き戻すべく「姦曲之者共」が賄賂を行っていたという記述が見られ⁽³²⁾、また『大平家日記』にも文化五年の東長町制札幌強訴の段階で郡奉行・代官の「横政」があり、賄賂を取っていたとある⁽³³⁾。『封内事實秘苑』、『大平家日記』とも、藩役人と賄賂に及んでいたとされているのは乳井村の百姓たちである。これらのことから、乳井村の百姓たちが藩役人らと内意に及んで村領の山にしてみらおうとしていたのに、今回再度山仕分が行われたことよって「乳井村之方損分」となったため乳井村の百姓たちが強訴に及んだということは考えられることであろう。

十二月二十六日、外東御門へ強訴に及んだ百姓たちへの沙汰が下っている。この強訴に関して処罰を言い渡された百姓の一覧は【表③】に示した通りである。大鱧組乳井村兵助、甚九郎をはじめとする十一名の百姓と一名の郷土が鞭刑や永牢といった刑に処されているが、その中で大鱧組乳井村百姓らの動きについて注目すべき箇所がある。例として大鱧組乳井村兵助と甚九郎に対して言い渡された条を挙げると以下の通りになっている。

【史料②】「御国日記」文化九年 十二月二十六日（弘前市立図書館蔵）

一 於大鰐組乳井村場御徒目付申渡之覚

大鰐組乳井村 兵助

甚九郎

我共儀乳井村薬師堂両村山分ヶ之儀、付年来御取扱_ニ相成、当三月御仕分相済候処、村中之者共徒黨之上御門外_江相詰及強訴候_ニ付、頭取之者御僉議之処村中一統申合_ニ付頭取は無之書付差出候者は我共兩人に相違無之旨及白状_ニ候、然者徒黨強訴御制禁之儀上を却し願済_ニ可致段取揚_ニて不届之者共_ニ付鞭刑二十一鞭被行三里四方追放被仰付之、

（傍線部筆者註。）

傍線部で示したように、「村中一統申合_ニ付頭取は無之書付」を差し出したということが兵助と甚九郎の罪状となっている。兵助と甚九郎以外の百姓たちも同日「頭取御僉議之処」、「村中一統申合_ニ付頭取は無之、其節之願書」を認めたことが罪状となって刑が言い渡されている。このことは百姓一揆における百姓たちの行動を考える上で重要な点であると考ええる。保坂智氏は一揆を結ぶ前提としての徒党において、一揆衆の連帯性と平等性を示す言葉として「頭取等之儀壺人も無之」という文言を挙げており、「一列」と表現されるものとして³⁴。今回の大鰐組乳井村の百姓たちの場合も同様であることが考えられ、「村中一統」という言葉が正しくそれを示していると考えられる。また、同文言からは薬師堂村の百姓たち以上に一つの村がまとまって同じ要求に向けて立ち向かおうとしていることが窺える。

小括

本章では文化五年（一八〇八）から六年（一八〇九）、そして文化九年（一八一二）にかけて発生した大鰐組乳井村・薬師堂村の山論が強訴へと展開した事例を扱っていった。大鰐組薬師堂村百姓たちの東長町制札場強訴を始めとする動き、そして大鰐組乳井村の百姓たちの弘前城外東御門への強訴は、いずれも一つの要求に向けて互いの村が一つにまとまって行動を起こしているということがここまで見てきた史料中からは分かる。この点において、大鰐組乳井村・薬師堂村百姓たちの行動はいずれも「一統」と言えるものであろう。しかし、それらは蝦夷警衛に係る諸政策による負担が原因となって促された「一統」ではなく、村の百姓が利用出来る山林を巡って互いに争ってきたことが背景となっており、その仕分を要求して促されたものであり、同時に両村の百姓が要求していた「山」の存在がいかに重要なものであるかを示しているとも考えられる。

元来弘前藩領の山林は藩が直轄で保護・管理を行ってきたり、御本山（藩が直轄で管理を行う山林）のうち藩領民が入山して木の伐採等が可能であった「明山」には村境等は設定されておらず³⁵、野山が遠い村々には藩領民の入山及び木の伐採が禁じられていた留山であっても薪や柴の刈取が許可されていた³⁶。しかし、時代が下るにつれて藩領の山林の保護・管理の権限が山下村、個人へ「見継山」や「抱山」という形で移るようになり、これに伴い山林に対して「村領」や「境界」の意識が生まれてきたということも考えられる。寛政年間、これに伴って山林取締りの強化と藩領内山林を山下村の「惣見継」にする方針が出されており³⁷、管見の限り寛政年間以降、山林の境界を巡って村同士の争いが増加し始めている。

乳井村・薬師堂村の山を巡っての争いはそれらと大いに関係して発生しているものと考えられる。従って藩領百姓の山林利用のあり方や藩による山林取締りの展開が蝦夷警衛に係る諸政策と繋がるものであると明確に出

来ない以上、蝦夷警衛の負担を背景として文化年間の弘前藩領百姓たちが起ち上がったと一括りに捉えることは出来ず、当該期の蝦夷警衛を背景とした百姓の「一統」の行動論理の説明も出来ないと考ええる。

第二章 文化八年八月十八日「居土山柴草刈取事件」³⁸⁾

本章では【表①】のうち、文化八年（一八一―）八月十八日に発生した「居土山柴草刈取事件」を扱い、この騒動がどのような背景の下で発生したものであるのか、またその中で百姓たちがどのように行動したのかを可能な限り見ていくことを目的とする。尚、騒動に関係する村や場所の現在の位置については【図③】に示したので適宜参照していただきたい。

（一）「居土山柴草刈取事件」の経緯

まず文化八年（一八一―）八月十八日に発生した「居土山柴草刈取事件」がどのような騒動なのか、その経緯を確認していきたい。『大平家日記』や『封内事實秘苑』といった史料には「居土山柴草刈取事件」の概要が記されており、その中には百姓たちが行動を起こす原因及び百姓たちの具体的な行動が記されている。

これらの記述によれば、大鰐・尾崎・大光寺組の百姓たちは居土村領³⁹⁾の見継山のうち、一部を「草荊山」として願ひ出していた。郡奉行野呂助左衛門はこの件が郡奉行の扱いで良いかどうかという相談を山奉行に対して書付を以て行い、山方からは郡奉行の扱いであるという旨の申出が紙面を通じて行われた。郡奉行野呂助左衛門は山奉行からの返答の紙面を以て「済口」と為し、代官たちに対し居土村領の山を明山にし、そのことを

三組の百姓たちに伝えるよう命じた。しかしこの時、山奉行らには何も伝達されず、居土村にいる山役人たちは引き上げていなかった。文化八年（一八一―）七月二十九日、三組の百姓たちが居土村領の山へ草を刈りに行ったところ、居土村の者たちに咎められ大争論となった。三組の百姓たちは廻文を以て集まり、山役人を襲撃した後宿川原の代官所に詰めかけ乱暴を働いた。さらに弘前城下まで「御直訴」するべく七、八百人の百姓が向かおうとするも、途中の取上村まで行った所で空腹となり、さらに俄雨に遭遇し弘前城下への直訴を断念したという事が記されている⁽⁴⁰⁾。

「居土山柴草刈取事件」に関する記述は「御国日記」上にも見られるが、「御国日記」にこれら騒動に関係する記述が登場するのは文化八年（一八一―）八月二十日条が最初である。これによれば八月十八日に大鱧・尾崎・大光寺組の三組の百姓のうち、十六か村⁽⁴¹⁾の百姓たちが五百人程代官所へ詰めかけて騒ぎを起こしたとあり、「山所願」を行うため百姓たちは詰めかけたということが記されている。

また、「御国日記」の文化八年十一月三日条には今回の騒動について、郡奉行をはじめとする藩側の役人たちが処罰されるが、その中にも百姓たちが行動を起こす原因が窺える箇所がある。

【史料③】「御国日記」文化八年 十一月三日条

（青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』第八卷 三二書房 一九八一年 五二〇頁所収）

一 於山屋長太夫宅申渡之覚

野呂助左衛門

其方儀、①大鰐・尾崎、大光寺三ヶ組之内十六ヶ村之者共、柴草刈取場所無之難儀に付、三ツ目内村領明山願申出之節、②菅之沢明山申付候儀、三役方見分伺之上明キ山可申付候処、相談紙面返事濟口と心得軽忽ニ開山申付、村方之者とも狼藉に及び御取扱ニ相成候儀、含違之扱とは乍申、③常々同役不和合熟談無之処より事起り、既に先年乳井、薬師堂山論之儀ニ付退役被仰付、間もなく再役も被仰付候ニ付、万端心を入可相勤所、御政道筋度始ニ心得重々不届至極ニ付、急度可被仰付候得共、以御憐愍知行之内三十石ならひ御役料共被召上、御留守居組へ役下被仰付之、

（傍線部、番号筆者註。）

これによれば、①大鰐・尾崎・大光寺組の百姓たちは柴草の刈取場所が無く「難儀」しており、三ツ目内村領の「明山」を願ひ出た。②この件に関して「菅之沢明山」を見分した上で申し付けるべきであるのに、相談・紙面のみで「明山」を申し付け、その結果村の者たちが狼藉に及んだ。③今回の事件は「同役不和合熟談無之」が原因で発生したものであり、既に先年の乳井村・薬師堂村の山論においても一度退役となり、今回再役を言い渡されて心を入れて勤めるべきところなのに不届きであるため郡奉行野呂助左衛門の知行三十石を召し上げ、留守居組へ役下げにするとある。また、「御国日記」の同年十二月二十四日条には大鰐組手代原子藤次郎、山口彦作、斎藤作蔵の三名が五日間の戸メを言い渡されていることが記されているが、その理由は「明山」の件に関して「御山証文」を引き上げるよう命じられていたが、含違でその旨を三ツ目内村の庄屋へ伝達していなかったためであるとしている。

同年十二月二十四日には八月十八日に発生したこれら騒動に係る百姓たちの多くが処罰されている⁴²⁾。

処罰された百姓の一覧は【表④】に示した通りであるが、この時処罰が言い渡された十四名の百姓は主に山役人に対して実際に乱暴を働いた者たちで構成されている。例えば尾崎組大坊村の権太は「山役人手籠」の頭取として処罰されており、他にも尾崎組小杉村飯子兼や尾崎組柏木町村清蔵に対する刑の言い渡しを見てみると、百姓たちがこの騒動中において山役人らに対して「及打擲大小等奪取」る行為や「刀奪取」といった行為を行うなど、『大平家日記』や『封内事實秘苑』にあるような乱暴な行為が実際に発生していることも判明する。

(二)「居士山柴草刈取事件」の背景と百姓たちの行動

(一)において文化八年(一八一二)八月十八日に発生した「居士山柴草刈取事件」の大まかな経緯を確認してきた。それに基づき、ここでは騒動の背景及び百姓たちの行動について考察を加えていきたい。

まず、この騒動の背景についてであるが、今回の騒動の要因は山の取扱における郡奉行ら藩側の役人の落度因るものが非常に大きい。前章において文化五年(一八〇八)から文化六年(一八〇九)、そして文化九年(一八一二)にかけて発生した大鰐組乳井村・薬師堂村の山論が強訴に展開する事例を見てきたが、その中において郡奉行であった野呂助左衛門と角田弥六の二人は文化五年(一八〇八)の大鰐組薬師堂村百姓が東長町制札場へ強訴を行った後、「同役不和合_三而諸事熟談無之」が原因で処罰されている₄₃。今回の騒動に関しても、再び郡奉行となった野呂助左衛門が相談・紙面のみで正式な手続きを踏まずに百姓たちに「明山」を申し付けてしまったことや「同役不和合熟談無之」が原因であるとしている。野呂助左衛門に対する処罰が言い渡された「御国日記」文化八年(一八一二)十一月三日条にも記されているように野呂助左衛門は乳井村・薬師

堂村の山論で処罰され、再役を仰せ付けられているにも拘らず、再び同じような理由で処罰されているのである。

さらに藩が直轄する御本山を、留山とするか明山とするかという判断は、郡奉行の単独で行えるものではない。『大平家日記』のこの騒動に関する項目によれば、明山とする場合はまず郡奉行と山奉行両者の沙汰書を以て明山にする旨を申し上げ、それを勘定奉行へ送り、支障がないとされた場合御用所から郡・山の両奉行へ正式な沙汰書として濟口となるとしており、それを古くからの「御例」であるともしている⁴⁴。また、この様な願出が百姓から郡奉行や代官へ出された場合、山方役人らによって実地見分が行われ、見継担当の村に対しても支障が無いか確認を取った上で、使用の許可を出すのが通常であると考えられる⁴⁵。

(一)で確認してきた経緯では大鱧・尾崎・大光寺組の百姓たちは最初に柴草刈取のための「明山」を要求しており、郡奉行であった野呂助左衛門は「三ッ目内村領」の「芦之沢」を明山にしようとしていた。しかし、それは実地見分もないまま郡奉行単独で沙汰が下されていたり、三ッ目内村の庄屋から「御山証文」を引き上げていなかったりと、藩側による正しい手続きが行われていないことが、ここまで見てきた史料からは明らかである。今回の騒動はこうした郡奉行らの扱落によって百姓たちの願出が実現しなかったことに対して三組の百姓たちが憤慨し、発生したものであると考えられる。

次に百姓たちの行動についても少し触れておきたい。このことを問題とするのは、これまで文化年間の弘前藩領百姓の動きが一括りに「強訴」と捉えられている傾向があり、「居士山柴草刈取事件」もこれまで「強訴」と捉えられてきたからである⁴⁶。しかし、この騒動における百姓たちの動きは三組の百姓たちが「廻文」を紹介して集まり、村々が連合した上でまず山役人を襲撃、その後宿川原の代官役所へ「山所願之儀に付」詰めかけ

ているものの、代官を「大なぶり」、「侮弄」したとしている。その後弘前へ向かい「御直訴」を行おうとしているが、結局空腹と俄雨に遭遇し訴願行為は実現していない。「強訴」という文言は「領主・地頭、城下・陣屋、又は門前え大勢相集り、訴訟致し候儀⁴⁷⁾」という状況の闘争形態を指すのが、一般的な使用方法であったとされている。今回の騒動において、百姓たちの「徒党」と考えられる行為は見られるものの、願書を領主や代官へ差し出すといった訴願行為が成立していない以上、この騒動を「強訴」と扱うことは出来ないと考えられる。

そもそも「百姓一揆」といった行為は「徒党」の上で「強訴」或いは「逃散」であることが前提⁴⁸⁾とされているが、暴力が主体となる運動ではないことが近年の研究では指摘されている⁴⁹⁾。また、一揆に付随する打ちこわしといった暴力が発動される行為も、盗みや放火は厳禁とされるなど一定の規律を持った行動であり、対人暴力を、特に領主側に対して行使することは有り得ないものであると考えられている⁵⁰⁾。この騒動では、廻文を介して三組の百姓たちによる「徒党」らしき行為が見られるにも拘らず、最初に代官所や城下への「強訴」が行われずに山役人や代官への暴力が発動されている。

【表④】を見てみると十二月二十四日に処罰された百姓は「仮子」（上層農に組み込まれ、賃稼ぎを目的とした農業労働従事者⁵¹⁾）が含まれている等、少なくとも村役人層の人物は見られない。実際に徒党を組織してた頭取は後述するように「石郷村庄屋兵助」をはじめ村役人層の人物たちで占められている。これらのことから、徒党を組織した頭取である村役人たちが百姓の行動を抑えられずに暴力が発動されてしまったということも考えられる。しかし、それらの行動も三組の百姓たちによる「明山」の要求の中で行われたものであることは附言しておく必要がある。このことは大鰐、尾崎、大光寺三組の百姓たちにとって「山」が生業に不可欠な

存在であったということを示していると考えられないだろうか。

小括

本章では文化八年（一八一二）八月十八日発生の「居土山柴草刈取事件」について、その背景と経緯、百姓たちの行動について扱っていった。この騒動は百姓たちが柴草を刈り取るための「明山」を要求していたにも拘らず、藩側がその要求に応える行為をしていなかったことに三組の百姓たちが起ち上がる要因を見出すことが出来る。三組の百姓たちが柴草刈取のための山を要求して廻文を以て集まり行動を起こすという点において、三組の百姓たちの行動も「一統」と言うことが出来るものではある。しかし、やはりそれは蝦夷警衛に係る諸政策に対する負担に対して起ち上がったものであるとはい難く、文化十年（一八一三）の「民次郎一揆」における行動論理と同じものであることは出来ない。

弘前藩領においては複数の村や組が一つの山から生活資源を得ている他の例も見られ、山林取締り強化が行われる寛政期以後、それらの境界を明確に仕分ける事例も見られる²²⁾。百姓たちが徒党・強訴・逃散といった行為に及ぶということは、「百姓成立」、「百姓相統」が共通認識として起こっている²³⁾筈であり、それらの場所から生活資源が、しかも藩側の扱落によって得られなくなるといふ事態に直面すれば、それらの村や組が徒党を組み、強訴へ展開することは十分考えられることである。

今回の騒動においても、大鱈・尾崎・大光寺組の百姓たちは柴草を刈り取るための「明山」を要求していた。しかし、百姓たちが藩側に願出を行っていたのに対して藩の役人たちはそれに応える行為をしていなかったのである。このことは百姓たちにとって自分たちの生業を脅かすと捉えられかねないものだったのである。

だろうか。しかもそれは一つの村、組のみの問題では無く、大鰐・尾崎・大光寺三組が生業に必要な資源を得ている山であったために徒党が広い範囲に及ぶということも十分考えられることであろう。

第三章 義民「原田村伝兵衛」

前章で扱った文化八年（一八一二）八月十八日発生の「居士山柴草刈取事件」の中で、近代以降義民として顕彰される「原田村伝兵衛」という人物が確認出来る。「はじめに」でも触れたように、文化十年（一八一三）九月二十八日に発生した弘前藩領四組の百姓らによる強訴において、その頭取として唯一斬罪とされた高杉組鬼沢村代庄屋「民次郎」は、全国的に義民顕彰が行われるようになる自由民権運動期に顕彰計画がなされ、具体的な顕彰は大正期から戦後にかけて行われ、「津軽の佐倉惣五郎」と呼ばれるまでになる⁵⁴。しかし、それと比較すると義民としての「原田村伝兵衛」の名前は殆ど知られていない。

これまでの先行研究において「原田村伝兵衛」が義民として顕彰されていることが確認出来るにも拘らず、義民「藤田民次郎」及び文化十年（一八一三）の強訴の一例だけを以て、文化年間の弘前藩領百姓たちの動きが一括りに説明されてきた点に問題があると考ええる。そのことを踏まえ本章では、近代以降の「原田村伝兵衛」の顕彰まで含めて扱っていく。

（一）騒動内における「原田村伝兵衛」の役割、行動

後世義民として顕彰される「原田村伝兵衛」は文化八年（一八一二）八月十八日に発生した「居士山柴草刈

取事件」において登場するが、騒動の過程の中で「原田村伝兵衛」がどのような行動を取っていたか最初に確認をしておきたい。

前章の【表④】で示したように、文化八年（一八一二）十二月二十四日にはこれら騒動に関係する百姓のうち、主に山役人に対して乱暴を働いた百姓たちが処罰されている。しかし、「原田村伝兵衛」の名前は十二月二十四日の処罰された百姓の中には見られない。「原田村伝兵衛」が最初に史料上に登場するのは文化八年（一八一二）十月二十六日のことである。ここでは「原田村伝兵衛」と廻文を村々へ差し出した張本人である「石郷村庄屋兵助」の二人を詮議するため藩が呼び上げたところ、二人が逃亡していたため人相書が発行されたとしている⁵⁶。「原田村伝兵衛」はこの中で廻文の筆者としてその名前を確認することが出来る。

史料上にこの二人が再び現れるのは翌文化九年（一八一三）の二月五日のことである。これによれば、石郷村兵助と原田村伝兵衛の二人が菩提寺である盛雲院と川竜院に駆込んで助命を願う書付を渡したが、藩側はこの事が「御政道筋」であり、石郷村兵助と原田村伝兵衛は「重罪状」の者でもあるので、町同心を向かわせ二人を入牢させる旨を寺社奉行・四奉行へと通達している⁵⁶。ここにおいても、石郷村兵助が「村方⁵⁷廻文差出候頭取」であり、その廻文の「筆者」として原田村伝兵衛の名前が確認できる。この二人は廻文を使って大鰐、尾崎、大光寺三組の百姓及び村々の結合を促したという点においては一揆の前提となる「徒党」をとりまとめた人物であり、実質的な「頭取」と言うことが出来るだろう。

この二人のうち、最初に詮議が終了し、刑が言い渡されたのが「原田村伝兵衛」であった。伝兵衛は「御国日記」文化九年（一八一三）七月三日条によれば、廻文を石郷村庄屋兵助、原田村庄屋助之丞と申し合わせて差し出し、その事を詮議していたところ出奔し、菩提寺である川竜院へ駆込んで弟子入りを願う旨を申し出た

という罪状により、鞭刑三十と十里四方追放を言い渡された。尚、【表④】を見てみると、伝兵衛に刑が言い渡された日と同じ日には石郷村、原田村の代庄屋や五人組の者たちも処罰されている。これらの人物たちは兵助や伝兵衛が一度村へ戻ってきたにも拘らずそのことを隠していたことが罪状となって処罰されている。

「原田村伝兵衛」と共に逃亡した「石郷村庄屋兵助」に対する審議は続けられ、「御国日記」文化九年（一八一二）九月二十日条によれば、先に捕えられていたもう一人の頭取、「原田村庄屋助之丞」との間で主従が判明し、「石郷村庄屋兵助」は「主罪」であるので「死に代る刑状」を申し渡すとしている。「石郷村庄屋兵助」に対する審議が終了し、刑が言い渡されたのは文化十年（一八一三）九月二十三日のことであり、「石郷村庄屋兵助」は鞭刑三十の上十里四方追放を言い渡されている⁵⁷⁾。

この騒動の中における「原田村伝兵衛」の行動をここまで確認してみたが、騒動中における「原田村伝兵衛」の役割は「廻文筆者」であり、山役人を実際に襲撃したわけでもなければ、斬罪といった極刑に処されているわけでもない。後世義民として顕彰される人物の多くは一揆や騒動の中で先陣をきって行動している人物よりは村々をまとめた頭取の役目を担った村役人層であることが多いとされる。従って、一揆中の頭取の活動はいきいきと描かれないことが多いのも事実である。しかし、「原田村伝兵衛」の行動は後代に口承されたり物語化されて伝えられたりしているとも言いがたい。「原田村伝兵衛」は、「石郷村庄屋兵助」と逃亡してから行方知れずで終わった⁵⁸⁾とするものや、行方知れずのまま死亡したとするものが伝えられている⁵⁹⁾のみで、それ以外は特に伝えられていない。寧ろ「原田村伝兵衛」と共に逃亡し、菩提寺に駆け込んだとされている「石郷村庄屋兵助」の行動の方が後代には伝承されている⁶⁰⁾。

この様に、「原田村伝兵衛」が何か口伝でその行為が伝えられたり物語にされたりするということがあまり

見られず、そう考えると「原田村伝兵衛」よりも「石郷村庄屋兵助」の方が義民として顕彰されやすい性質は持っているように思える。しかし、実際に義民顕彰碑の建立というような顕彰行為が見られるのは「原田村伝兵衛」の方なのである。このことをどのように考えることが出来るだろうか。

（二）「原田村伝兵衛」から義民「原田村伝兵衛」へ

本章（一）の最後で提示した問題を考えるには「原田村伝兵衛」が義民として顕彰されている時期・目的等を、実際に顕彰されていることを示すものから確認する必要があるだろう。「原田村伝兵衛」が義民「原田村伝兵衛」として顕彰されていることを具体的に示すものとして挙げられるものは義民顕彰碑であろう。青森県平川市にある原田神明宮境内には現在も義民「原田村伝兵衛」顕彰碑が立っている。その義民顕彰碑は昭和五十七年（一九八二）一月十六日に建立されたことが顕彰碑の碑文を見て分かる。尚、実際の顕彰碑は【写真①・②】に示したので適宜参照していただきたい。義民「原田村伝兵衛」顕彰碑裏面にはその顕彰理由が記されており、それによれば「原田村伝兵衛」を義民として顕彰する理由を主に（一）伝兵衛らの行動によって三ツ目内村領芝之沢の入会権が許されたということ、（二）その場所が関係部落農民の経済生活を大きく支える存在であり、時世の変遷によりその場所の入会権が解消したが、伝兵衛の義挙を後世に伝えるための二点であるとしている。

保坂智氏によれば義民の中には村間争論や山論の中から輩出される者も存在し、そういった義民の多くは、村が事件以後取得してきた権利獲得（先例）の確認として顕彰される意味が強いとしている⁶¹。顕彰碑の裏側に記されている碑文を見る限り「原田村伝兵衛」顕彰の理由についても、農民の生業にとって必要不可欠な権

【写真①】「義民 原田村伝兵衛顕彰碑」(表面) (青森県平川市原田、原田神明宮境内。撮影筆者。)

義民
 原田村伝兵衛顕彰碑
 揮毫 平賀町長原田忠太郎



撰文 岩瀬清作
 揮毫 藤江 岩瀬
 協力者 岩瀬 謙 齋藤 謙
 發起人及び寄贈者 岩瀬正太郎 村中
 建立 昭和五十七年正月十六日
 石匠 大湯行夫

【写真②】「義民 原田村伝兵衛顕彰碑」(裏面) (青森県平川市原田、原田神明宮境内。撮影筆者。)

文化八年(一八一)八月八日 尾崎 大光寺 大鰯の三組の百姓約三百人が 柴草刈場のことで 三ツ目内村領芝之沢(藩有)で山役人に乱暴を働き更に宿川原の代官所に強訴する事件が起こった。発端は三組十六カ村に草刈場を解放するよう願出で郡奉行から許可され百姓たちが山に入ろうとし山役人と争論になり村の重立に伝えるのと約束がちがうと憤激し強訴すべく原田村伝兵衛(四十四歳)が檄文を書き石郷村庄屋兵助(三十六歳)が十六カ村に廻状し起ち上り芝之沢の山役人に暴行を働き代官所へ抗議文を渡し引き揚げた藩庁が調査の結果 首謀者を伝兵衛 兵助として指名手配した。兵助は一年半後に捕まり鞭刑三十 大場構 十里四方追放になり伝兵衛は行き方知れずに終った藩は役人の手落ちとして郡奉行を免職し山役人はそれぞれ格下げとなり 入会権を許され成功した。この事は つがるの夜明け誌等に掲載されている。

その後芝之沢(メンチヤ)は関係部落農民の経済生活にも水く及ぼした恩恵は計り知れないものがある。時世の変遷により入会権は明和三十年に解消し所有権も移転となったが事件後百七十年を経て伝兵衛の義拳を後世に伝えるため部落民相諮りこの碑を建立する。

(上段 表側)と裏側に記された歴史と逸話



利を獲得してきたことの確認の意味があると考えることが出来る。

文化八年（一八一二）八月十八日の騒動において大鰐・尾崎・大光寺組の百姓たちが明山として要求していた芝之沢（『御国日記』の表記では芦之沢）の入会権はこの騒動以降取得したとされており、同時に三ツ目内村領水沢にも入会権が取得したとされている⁶⁰。明治時代に入って山林原野改組が行われた際に、芝之沢は居士村に所有権が存在するとされたが、これらは原田村を含めた十か村持ちとして官有地の編入を免れた場所でもある。昭和時代に入ってから芝之沢は入会権解消の名目で入会関係村に分割譲渡がなされ所有権が移転、昭和三十年（一九五五）には関係部落の殆どが平賀町へ合併されるに伴い水沢を含めた入会権が次第に解消され共有林という形で利用されるようになる。

「石郷村庄屋兵助」や「原田村伝兵衛」の起こした騒動によって芦之沢を明山として使用する権利が得られたかどうかについて、それを明確に示す史料を今回見つけれなかったが、少なくとも芝之沢という場所が文化八年（一八一二）の騒動以後入会が許され、近代以降官有にならず百姓・農民たちの手に渡っていた場所であることは間違いないだろう。

しかしそれならば、「石郷村庄屋兵助」を義民として顕彰していくことも可能であったはずである。昭和三十四年（一九五九）十二月に払下げが行われた部落の中には原田だけではなく石郷も含まれており、後代の家伝や記録には「石郷村庄屋兵助」の記述の方が多く見られる。だが実際に顕彰行為が見られるのは「原田村伝兵衛」の方である。

これは顕彰を行っている主体と大いに関係があると考ええる。原田神明宮境内に設置されている義民〃原田村伝兵衛〃顕彰碑の台座に顕彰を行った人物たちが刻まれている。このうち、撰文の岩淵清作は平賀町役場吏員

で、原田に住んでいた人物⁶³、碑文書の岩淵藤江は平賀町総務課庶務係などを務め、原田農業協同組合の二代目組合長であった⁶⁴。さらに発起人の岩淵正太郎は原田農業協同組合の三代目組合長を顕彰碑建立当時に務めていた人物である⁶⁵。顕彰に関わっている人物の多くが原田地区に関係の深い人物で占められていることがここから分かる。

以上のことから、「原田村伝兵衛」が義民として顕彰される理由は、農業を生業としてきたかつての原田村、そして現在の原田という地区において、農民たちにとって重要な権利を獲得してきたことを、文化八年（一八一二）に発生した「居士山柴草刈取事件」を契機として確認する目的で「原田村伝兵衛」を義民として顕彰するということである。これらのことは顕彰碑の碑文中に「芝之沢（メンチャ）は関係部落農民の経済生活にも永く及ぼした恩恵は計り知れないものがある」としていること、及び顕彰主体として原田農業協同組合の二代目、三代目組合長が関係者として名を連ねていることからこれらのことは窺える。

また、「原田神明宮」という場所において義民「原田村伝兵衛」が顕彰されたということは「原田」という地区においてそれらを後代へ伝えていこうとしていることが強く表れているようにも思える。しかし、義民「原田村伝兵衛」の顕彰碑以外に、そうしたことを後代に伝えようとしていた活動を示す史料も今回見つけることが出来なかったため、この点についてはなお今後の課題として取り組みたい。

小括

本章では文化年間の弘前藩領で発生した山を巡る騒動から輩出された義民「原田村伝兵衛」について、現代の顕彰の動きも含めて扱っていった。同じ文化年間に発生した百姓一揆から輩出された義民「藤田民次郎」と

比べると比較的顕彰時期は最近であり、その顕彰目的は当該地域において百姓・農民が守ってきた山の権利を後代へ伝えていく目的であることが考えられる。

かつて弘前藩領であった青森県の旧村落では、近世期の境界設定や騒動により、百姓・農民が自ら使用する権利を獲得し、近代以降官有とならずに使用する権利を守ってきた経緯を伝えていく活動が、現代において見られる地域もある⁶⁶。近世期に山仕分を巡って争い続け、文化年間強訴にまで展開した乳井村・薬師堂村は近代以降山林が官有となることに反対して訴状や証拠書類を何度も提出しているが、同時にどちらの村に所有権があるかという争いも絶えることなく続いている⁶⁷。その結果官有のまま処理されてしまい、決着が完全に付いたのは、戦後の農地改革を待たねばならなかったものもある⁶⁸。

しかし、原田村の場合は文化八年（一八一二）の騒動の結果、明治期に官有とならず村に入会権が下ったという見方がされてきている。さらにその入会権は、戦後に最終的に払い下げを受けることで一村に所有が認められるに至る。「原田村伝兵衛」の顕彰は、近世に発生した騒動により得られたとされる権利を、守り伝えていく目的があると考えられるが、それとともに弘前藩領の百姓たちにとって、山林の存在がいかに重要なものであったかを示すものでもあった。

おわりに

本稿では文化年間の弘前藩領百姓の一揆や騒動の動きを、大鰐組乳井村・薬師堂村の山論に伴う強訴及び「居士山柴草刈取事件」を中心に考察していった。これら一揆や騒動の中で百姓たちが要求していたことや行

動を見ていく限り、従来考えられているような蝦夷警衛に係る諸政策だけに対しても当該期の百姓たちが起ち上がったとは考え難く、また、蝦夷警衛を背景とする百姓たちの「一統」論理の形成についても疑問が残る。

二つの一揆、騒動からは弘前藩領百姓たちが山林利用を巡って互いに争い、或いは村同士で徒党を組む姿が見られ、その中から輩出される義民の顕彰は、一揆・騒動を起こした村の百姓・農民たちにとって、山林がいかに重要なものであるかを示すものであると考えられる。従って文化十年（一八一三）に発生した「民次郎一揆」及び義民「藤田民次郎」のみを考察の対象とするのでは、文化年間の百姓たちの動き及び当該期の百姓たちの姿を明らかにすることは出来ず、藩領百姓の山林利用の視点も必要であると考ええる。

今回は紙幅の都合もあり、強訴、騒動を起こした各村の概況やこれらの村がどの様な生業を営んでいたのか、また、背景にある弘前藩山林行政の展開、藩領百姓の山林利用のあり方や弘前藩領内において他に境界争論事例があったのかどうかについて等、詳しく言及することが出来なかった。これらについては別の機会に報告や発表を行いたい。

註釈

- (1) 弘前市史編纂委員会編『弘前市史 藩政編』（弘前市 一九六三年）七八八頁。
- (2) 瀧本壽史「蝦夷地警備と北奥地域」（『地方史研究協議会編『北方史の新視座——対外政策と文化——』雄山閣 一九九四年）一五九から一六三頁。瀧本氏は同論文中で、盛岡藩領「北通」の百姓一揆を例に、藩の蝦夷警衛政策によって「北通」の行政区域が制定され、そのことが当該期の地域連帯・形成を生み出し、百姓たちが訴願を行う論理を形成したことも述べている。
- (3) これらについての研究は浅倉有子氏の『北方史と近世社会』（清文堂 一九九九年）、浪川健治氏の『近世北奥

- 社会と民衆」(吉川弘文館 二〇〇五年)、瀧本壽史氏の「義民・民次郎一揆、再考」(浪川健治・河西英通編『地域ネットワークと社会変容』岩田書院 二〇〇八年)等が詳しい。
- (4) 瀧本壽史「義民・民次郎一揆 再考」(浪川健治・河西英通編『地域ネットワークと社会変容』岩田書院 二〇〇八年)二二五から二二七頁、二二七から二二七頁。
- (5) 山上笙介『統つがるの夜明け 下巻之巻』(陸奥新報社 一九七三年)三二〇頁、弘前市史編纂委員会編『弘前市史 藩政編』(弘前市 一九六三年)七八七から七八八頁等においてはこれら強訴を一連の動きで捉えている。このうち山上笙介氏の「統つがるの夜明け 下巻之巻」(陸奥新報社 一九七三年)では二二五頁に「百姓の不満は、蝦夷地出兵の負担や高直りによる出費がさらに増大し、藩財政窮迫のしわよせが、農村に重くかぶさるようにになると、領内全域に広がってゆき」、「文化十年九月にいたって、ついに、爆発したのである」としており、乳井村・薬師堂村山論に伴う強訴、文化八年(一八一二)の「居土山柴草刈取事件」も含めて一連の動きと捉えている。また、瀧本氏は前掲論文二二五頁から二二六頁において、同時期に藩役人の不正があり、それが民衆一統を助長したことを指摘しているが、それも蝦夷警衛に係る土地開発の負担を中心にして考察が進められ、現在に至るまで「民次郎一揆」及び義民「藤田民次郎」を中心にして文化年間の弘前藩領百姓たちの動きが考察されている。
- (6) 保坂智編『近世義民年表』(吉川弘文館 二〇〇四年)三九五頁。
- (7) 『弘前藩庁日記』のうち、「御国日記」(弘前市立図書館蔵。「御国日記」は寛文元年(一六六二)から慶応四年(一八六八)に至る約二〇〇年間の弘前藩政に関する公式記録である『弘前藩庁日記』のうち、領内政治に関する項目を取めたもので、寛文元年(一六六二)から元治元年(一八六四)までのものが現存しており惣冊数は三三〇一冊となっている。これらは御用留や用状を集め清書をしたものであり、その点においては二次的史料の性格を有するものではあるが、弘前藩を扱う上では村や町の動向も時系的に把握することが出来るため貴重な基本史料とされている。本稿でも中心史料の一つとして使用し、史料集等に所収されているものについてはそこから引用したが、活字化されていないものについては筆者が翻刻したものを使用した。
- (8) 弘前藩領内において貞享元年(一六八四)から貞享三年(一六八六)にかけて領内の総検地が実施され、これに基づいて貞享四年(一六八七)に「陸奥国津軽郡御検地水帳」が作成された。弘前藩の徴租の基準はこの検地

- により成立し、幕末に至るまでそれに基づく年貢徴取が行われたと位置付けられている。（長谷川成一『弘前藩』吉川弘文館 二〇〇四年 八九頁参照。）
- (9) 実際の『陸奥国津軽郡御検地水帳』（弘前市立図書館蔵）は翻刻されたものが『新編弘前市史 資料編二（近世編一）』（弘前市 一九九六年）一三二から一三三頁に掲載されている。これによれば乳井村・薬師堂村は分かれており、山の数も乳井村が「留山」四、「草山」一で、薬師堂村が「留山」五とある。
- (10) 弘前市立図書館八木橋文庫蔵。工藤源左衛門行一が編集した弘前藩の編年史で、文政二年（一八一九）に稿が成ったが、その後増加補綴して現在弘前市立図書館所蔵のものは写本で、編者の死後十三年経った後の安政六年（一八五九）まで及んでいる。
- (11) 村、個人が無立木地に杉・檜、その他樹種を植栽し、成木後の検査の上藩より抱山証文が下附されたものである。立木は村・個人に帰したものと思われるが、三百坪につき銀一分の割合で役銭を賦課し、伐木の際は改極印をした上で利用させた。（渡辺喜作『林野所有権の形成過程の研究・資料四津軽藩林政史』一九八二年 五七七頁参照。）
- (12) 御本山その他空地に樹木の植栽を願い出て、山方役人の検査を受けた後藩領民が自費で植栽・保護管理を行う山で、植栽後の成績が良好であれば仕見継山証文が下附されたとされている山のこと。（渡辺喜作『林野所有権の形成過程の研究・資料四津軽藩林政史』一九八二年 八五頁参照。）
- (13) 小笠原弥左衛門が大鰐組薬師堂村手代であるということは「御国日記」文化五年 十一月十二日条、文化六年七月三十日条（弘前市立図書館蔵）を参照した。
- (14) 伊藤勇蔵『乳乃井 津軽の或る部落史とその背景』（一九八一年）三二九から三三二頁。また、後述するように両村は近代以降も争っており、これについて研究した齋藤康司氏の「ある山論の一断面——乳井・薬師堂間山論消滅の過程——」（弘前大学国史研究会編『弘前大学国史研究』第五七号 一九七一年）一から三頁には、両村はこの山のうち「大館之沢」と「内七久保」を有していることを主張して互いに譲らなかつたとしている。
- (15) 東長町は初め「横町」と呼ばれていたが、天和三年（一六八三）に東長町へ改称された。延宝五年（一六七七）の「弘前惣惣城絵図」によれば、町内西端で東御門前広場に高札場が設けられており、寛保三年（一七四三）に高札の下に訴状箱が設置されたとある。（下中邦彦編『日本歴史地名大系二 青森県の地名』平凡社）

九八二年 五〇三から五〇四頁。) 強訴が発生した文化五年(一八〇八)にも訴状箱が設置されていたとすれば、薬師堂村の百姓たちが「山仕分^三之儀」についての願書をその訴状箱へ差し入れるために東長町の制札場へ詰めかけたということが考えられる。

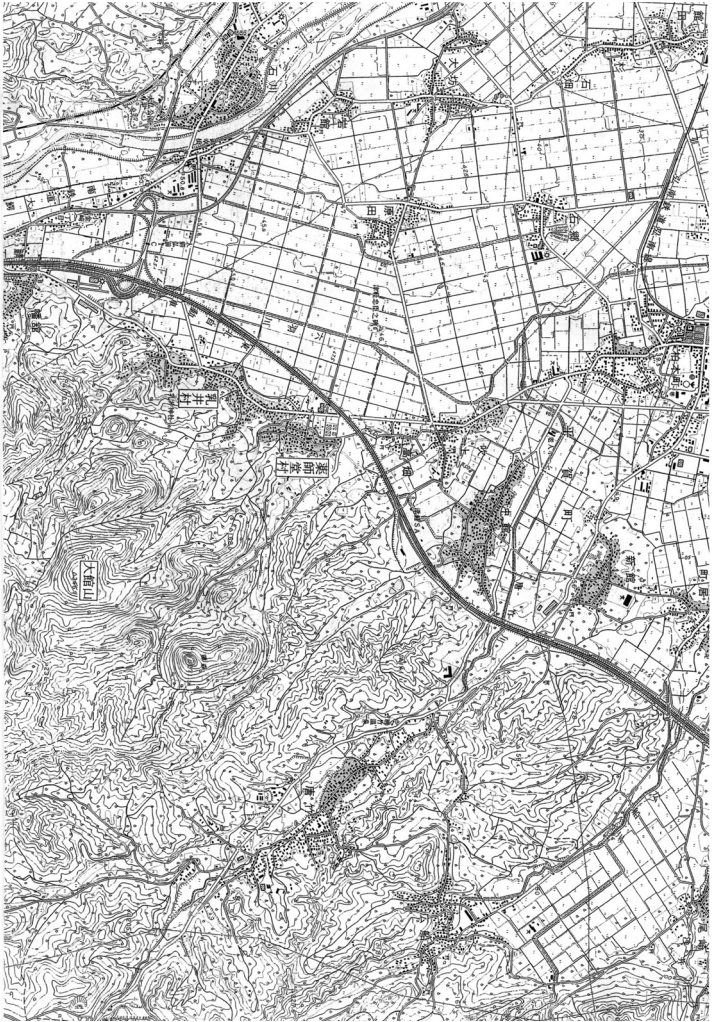
- (16) 「御国日記」文化五年 六月二十日条(弘前市立図書館蔵)。
- (17) 弘前市立図書館八木橋文庫蔵。弘前藩領内の動向を編年体でまとめてある記録であるが、史料がいつ誰によって書かれたものであるのかといった史料の詳しい性格が不明である。
- (18) 『封内事實秘苑』廿五、廿六 文化六乙巳年 拾遺追補 五月廿三日(弘前市立図書館八木橋文庫蔵)。
- (19) 『大平家日記』文化六乙巳年 三月十七日(弘前市立図書館八木橋文庫蔵)。
- (20) 「御国日記」文化六年 四月十八日条(弘前市立図書館蔵)。
- (21) 「御国日記」文化六年 七月三十日条(弘前市立図書館蔵)。
- (22) 同前同条に「薬師堂村 小笠原弥左衛門親 弥太郎」としてその名前を確認することが出来る。
- (23) 「御国日記」文化七年 三月十四日条(弘前市立図書館蔵)。
- (24) 長谷川成一『北奥羽の大名と民衆』(清文堂 二〇〇八年)二四三から二四六頁、長谷川成一「足羽次郎三郎考―その虚像と実像―」(浪川健治・河西英通編『地域ネットワークと社会変容』岩田書院 二〇〇八年)一六七頁から一八三頁等を参照。
- (25) 「御国日記」文化五年 八月二十九日条、十一月十二日条(弘前市立図書館蔵)。
- (26) 「御国日記」文化九年 三月二日条(弘前市立図書館蔵)。
- (27) 『封内事實秘苑』廿五、廿六 文化九年 拾遺増補 三月廿日(弘前市立図書館八木橋文庫蔵)。
- (28) 同前 文化九年 拾遺増補 三月廿六日(弘前市立図書館八木橋文庫蔵)。
- (29) このうち角田弥六は「御国日記」文化六年 五月二十日条(弘前市立図書館蔵)において郡奉行野呂助左衛門と共に「同役不和合^三而諸事熟談無之」、「齟齬之儀」ばかりを取り扱ったことにより百姓たちが疑惑を持ち騒動になってしまったため、役料勤料召し上げの上、御手廻格への役下げが言い渡されている。
- (30) 「御国日記」文化九年 十月二十三日条(弘前市立図書館蔵)。
- (31) 「御国日記」文化九年 十一月六日条(弘前市立図書館蔵)。

- (32) 『封内事實秘苑』 廿五、廿六 文化六乙巳年 拾遺追補 五月廿三日（弘前市立図書館八木橋文庫蔵）。
- (33) 『大平家日記』 文化五年 六月十三日（弘前市立図書館八木橋文庫蔵）。
- (34) 保坂智『百姓一揆と義民の研究』（吉川弘文館 二〇〇六年）五七頁から五八頁。
- (35) 『御国日記』 享保二年 八月十日条（農林省山林局編『日本林制史資料 弘前藩』臨川書店 一九七一年 二四九頁所収）。
- (36) 『御国日記』 享保十二年 正月八日条（農林省山林局編『日本林制史資料 弘前藩』臨川書店 一九七一年 三七四から三七五頁所収）。
- (37) 寛政九年（一七九七）四月に出された「寛政御仕向之覚」（農林省山林局編『日本林制史資料 弘前藩』臨川書店 一九七一年 四七四から四七六頁所収）においてこれらの方針が打ち出されている。
- (38) 前掲註（6）の『近世義民年表』においてはこの騒動を「居土山柴草刈取事件」と表記しているため、本稿でもこれに倣い、騒動の名称を「居土山柴草刈取事件」と統一している。
- (39) ここでは居土村領としているが、「御国日記」では百姓たちが要求していた芦之沢は「三ッ目内村領」と表記されている。『奥州津軽郡中御澤帳目録』（弘前市立図書館八木橋文庫蔵）や『三ッ目内山絵図』（弘前市立図書館蔵）等の絵図を参照すると芦之沢は居土村に存在しているが、「三ッ目内山役人預ッ」であることが記されている。また、本文で後述するように大鱧組手代たちが「御山証文」を引き上げると、「三ッ目内村庄屋」へ伝達しなかったため処罰されていることから判断すると、これら居土村に存在する山の管理は三ッ目内村が担当していたと考えられる。
- (40) 『大平家日記』 文化八年 八月（弘前市立図書館八木橋文庫蔵）、『封内事實秘苑』 廿五、廿六 文化八辛未年 拾遺追補 九月二日（弘前市立図書館八木橋文庫蔵）。
- (41) 『御国日記』 文化八年 八月二十日条には十九か村と記されているが、本文引用史料【史料③】をはじめ、騒動に関係する他の日の条には十六か村と記されているため、ここでは参加村数を十六か村と統一した。
- (42) 『御国日記』 文化八年 十二月二十四日条（弘前市立図書館蔵）。
- (43) 『御国日記』 文化六年 五月二十日条（弘前市立図書館蔵）。前掲註（29）も参照のこと。
- (44) 『大平家日記』 文化八年 八月（弘前市立図書館八木橋文庫蔵）。

- (45) 例えば嘉永四年(一八五二)の「御抱合山松倉沢秣場之二件」(『尾上町誌 資料編Ⅱ』尾上町 一九九二年 二二八から二四一頁所収。)という史料には、猿賀組猿賀村・尾上村・高木村の三か村が、文化五年(一八〇八)四月九日に浅瀬石村領の山の一部を秣場として利用を願ひ出ていることが分かる。同史料において三か村は最初に秣場が無く難儀しているという願出を猿賀組代官に行ひ、その後実地見分を山方締役が行つてゐる。その際、保護管理を担つてゐる浅瀬石村に対しても秣場として使用して問題が無いかを尋ね、その返答及び実地見分の結果支障なしと判断された場合、「秣場元帳」へ記入を行い正式に使用が認められるという経緯を経てゐることが分かる。
- (46) 前掲註(5)と同じ。
- (47) 高柳眞三・石井良助編『御触書宝曆集成』(岩波書店 一九五八年)一〇二六号。
- (48) 保坂智『百姓一揆と義民の研究』(吉川弘文館 二〇〇六年)二五二頁。
- (49) 保坂智『百姓一揆と暴力』(歴史科学協会編『歴史評論』六八八号 校倉書房 二〇〇七年)二から六頁。
- (50) 同前 六頁
- (51) 瀧本壽史「宝曆・天明期津軽藩農村の諸問題」(弘前大学国史研究会編『弘前大学国史研究』第七一号 一九八〇年)二から三頁、十頁参照。
- (52) 例として津軽平野のほぼ中央に位置する岩木山という標高一六二五メートルの山があるが、この山の北麓には広大な草地在が広がっており、この地は百姓たちが薪材、採草地として利用してきた土地であった(宮下利三『岩木山麓の採草地について』弘前市政調査会 一九五五年 一頁、六頁参照)。しかし、寛政八年(一七九六)からこれまで岩木山の麓から柴や萱を刈り取つてきた村々の調査が行われ、その結果が翌寛政九年(一七九七)に「寛政九丁巳年 岩木山境内諸組村々根柴伐取小澤分帳」(弘前市立図書館所蔵)にまとめられている。
- (53) 保坂智『百姓一揆と義民の研究』(吉川弘文館 二〇〇六年)八四頁。
- (54) 新編弘前市史編纂委員会編『新編弘前市史 通史編四(近・現代編一)』(弘前市 二〇〇五年)五三三頁。
- (55) 「御国日記」文化八年 十月二十六日条(青木虹一編『編年百姓一揆史料集成』第八卷 三一書房 一九八一年 五一―九頁所収)。
- (56) 「御国日記」文化九年 二月五日条(弘前市立図書館蔵)。

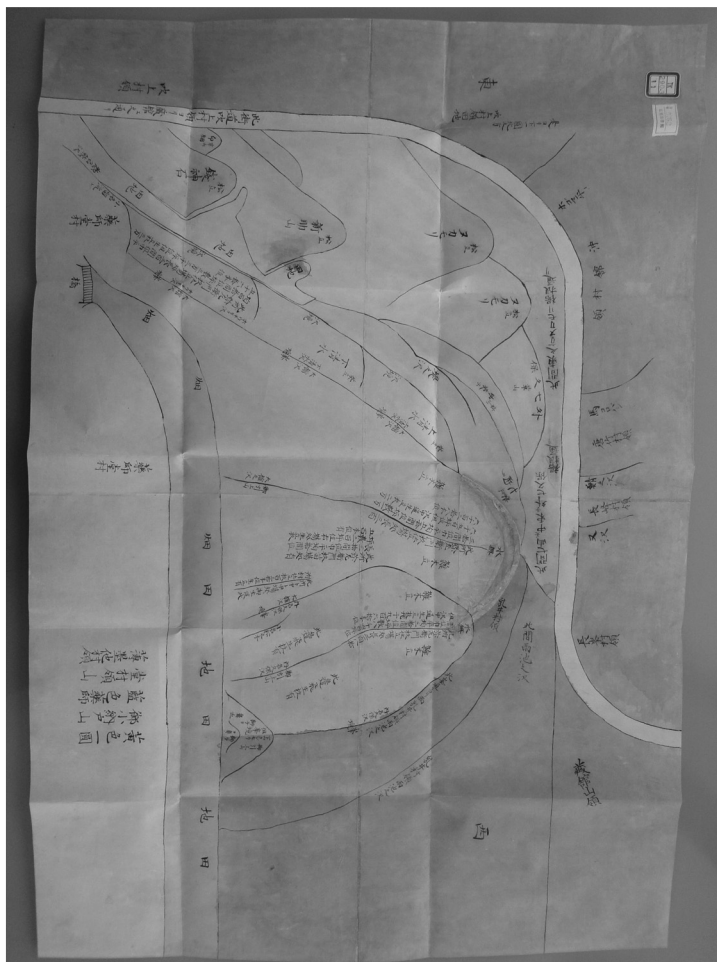
- (57) 『御国日記』文化十年 九月二十三日条（弘前市立図書館蔵）。
- (58) 山上笈介『続つがるの夜明け 下巻之巻』（陸奥新報社 一九七三年）二三頁、平賀町誌編纂委員会編『平賀町誌』上巻（平賀町 一九八五年）四二九頁等を参照。
- (59) 伊藤勇蔵『乳乃井 津軽の或る部落史とその背景』（一九八一年）二六二頁。
- (60) 例えば『石郷村田中兵助家由緒書』（平賀町誌編纂委員会編『平賀町誌』下巻 平賀町 一九八五年 五八九頁所収）には文化八年の騒動の頭取が五代目兵助であること、その際に岩館村斎藤佐左衛門が捕らえられた兵助を助けるべく、「千辛万苦して駆け廻」ったことが伝えられている。また、『小杉村木村日記』（平賀町誌編纂委員会編『平賀町誌』下巻、平賀町、一九八五年、九九五頁所収）という史料にも同様の記述が見られ、岩館村斎藤佐左衛門と松崎村今井善七の二人が三十三か寺の僧に頼み込んで僧にしろらうことで兵助がようやく助かったという記述が見られる。
- (61) 保坂智『百姓一揆と義民の研究』（吉川弘文館 二〇〇六年）三六〇から三六四頁。
- (62) 『大鰐町史 中巻』（大鰐町 一九九五年）九二八から九二九頁。
- (63) 平賀町誌編纂委員会編『平賀町誌』下巻（平賀町 一九八五年）一三二八頁。
- (64) 平賀町誌編纂委員会編『平賀町誌』上巻（平賀町 一九八五年）七〇五頁、八九七頁。
- (65) 同前、八九八頁。
- (66) 例として『部落活動を支えた部落有林「豊かな村づくり」で内閣総理大臣賞受賞の平賀町広船部落』（青森県中南方農林事務所 一九八七年）という刊行物が出版されているが、これは主に平賀町広船（当時）が入会を守ってきた山林の歴史を、主に近代の山林原野改組以降から現代に至るまでの歴史を綴ったものである。この中には近世の秣場境界争いの事例についても書かれ、近世から現代に至るまで入会が許され守ってきたことを伝えている。
- (67) 斎藤康司『ある山論の一断面——乳井・薬師堂間山論消滅の過程——』（弘前大学国史研究会編『弘前大学国史研究』第五七号 一九七一年）三から六頁。
- (68) 同前 七頁。

【図①】大鰐組乳井村、薬師堂村位置地図（国土地理院発行、「大鰐」2万5千分の1地図の一部を加工引用。）



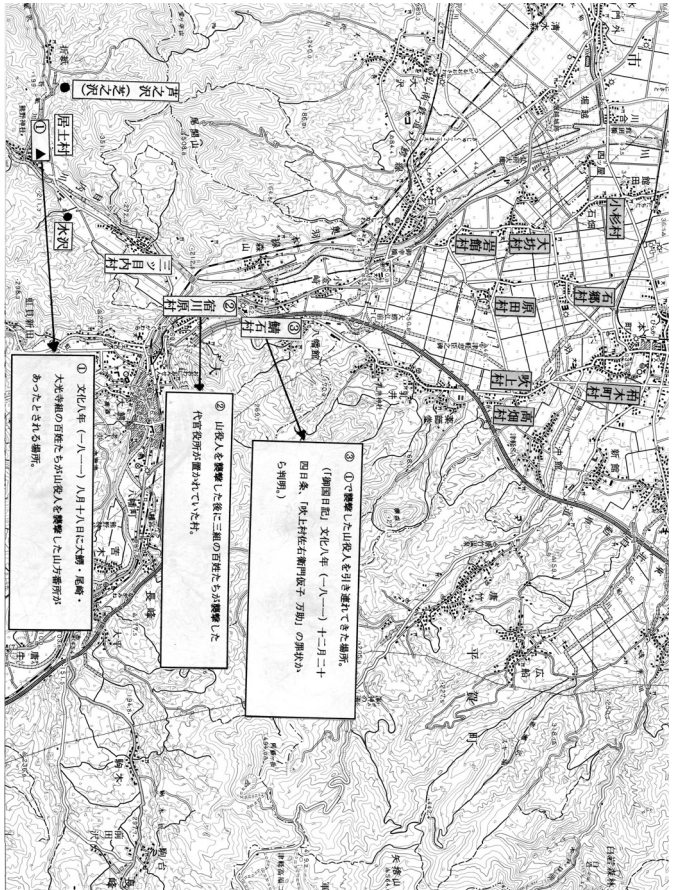
※乳井村、薬師堂村の現在の位置を示した。両村は図中の「大館山」を巡って争ったとされる。

【図②】「楽師堂村領山絵図」（弘前市立図書館蔵）



※中央の大きな山が河村の争った「大館山」であると考えられ、小笠原弥左衛門が杉仕立を行っている箇所も確認出来る。

【図③】文化8年(1811)「居士山柴草刈取事件」関係村位置地図(国土地理院発行、「黒石」5万分の1地図の一部を加工引用。)



※ 「御国日記」に見られる村を中心にそれらの現在の位置を示した。尚、「居士山柴草刈取事件」に関係する居士村、三ツ目内村、宿川原村、鯨石村、取上村、芦之沢(芝之沢)及び水沢の位置についても示している。

【表①】文化年間弘前藩領において発生した百姓による徒党・強訴、騒動一覽

発生年	発生月日	参加組・村名	具体的な行動	出典
文化3年(1808)	6月15日	大鰐組業師堂村百姓	山仕分の作で東長町制札場へ強訴。	『御国日記』
文化6年(1809)	春	大鰐組業師堂村百姓	一村挙げて藩主下向の通行筋で宣訴を行う動きが見られる。	『封内事實秘苑』廿五、廿六
文化7年(1810)	夏から秋にかけて	駒越組・藤代組・高杉組百姓	検見阻止のため強訴の動きあり。	『封内事實秘苑』廿五、廿六
文化8年(1811)	8月18日 12月28日	大光寺組・大鰐組・尾崎組百姓	柴草刈取のための山を要求し、山役人らを襲撃。 →「居士山柴草刈取事件」 郡奉行へ口達、強訴の礼明。	『御国日記』、『大平家日記』等
文化9年(1812)	3月20日	大鰐組乳井村百姓	山仕分の作で「御門外」へ強訴。	『御国日記』
	5月～6月	広須組二十五ヶ村百姓	5月17日から6月18日まで早魃。その影響により、豊田・下戸部岡・橋・出野里・豊川・今市・福富・柴田・家調・穂積・細沼・鶴見里・緑川・本増・沖善津・出崎・沼崎・沼館・吉出・夕日岡・善積・再賀・千年・石船・堅固の25か村が密合を行い、代官所へ強訴。	『野呂謙太郎氏所蔵文書』 「諸色御用留文化十癸酉年」
文化10年(1813)	9月22日	駒越組百姓	徒党を行おうとする。	『御国日記』
	9月25日	猿賀組百姓	徒党の上、強訴を行おうとする。	『御国日記』
	9月27日	大光寺組・尾崎組百姓	徒党を行おうとする。	『御国日記』
	9月28日	高杉組・藤代組 木造新田組・広須組	弘前城下へ向かい「当年御収納御免願」を強訴。 →「民次郎一揆」	『御国日記』、『本藩事實集』、『永宝日記』等

※ 弘前大学国史研究会編『津經史事典(名著出版 1977年)、青木東二氏の『百姓一揆総合年表』(三一書房 1971年)、及びそれらに記載のある出典を基に作成した。

※ 文化8年(1811)の「居士山柴草刈取事件」は史料によって17日、22日と違いあり。

※ 網掛けのものは文化年間の弘前藩領で発生した徒党・強訴、騒動のうち山の仕分や扱いが原因で発生したと考えられるもの。

※ 文化8年(1811)の「居士山柴草刈取事件」から「原田村兵兵衛」が、文化10年(1813)9月28日発生の強訴から「民次郎」がそれぞれ近代以降義民としての顕彰が行われていることが確認出来る。

【表②】文化5年6月15日 大鰐組薬師堂村百姓東長町制札場強訴において入牢、揚屋入、村預となった百姓等一覧

出身組・村名	名前	刑罰	備考
大鰐組薬師堂村	七郎兵衛 (五人組)	入牢	
大鰐組薬師堂村	三四郎		
大鰐組薬師堂村	甚四郎		『御国日記』文化5年6月20日条に頭取として名前有り。
大鰐組薬師堂村	甚四郎		『御国日記』文化7年3月14日条に詳しい罪状の記載有り。
亀甲町	泉屋忠兵衛	揚屋入	『御国日記』文化6年7月30日条に山論に拘らず御免と有り。
大鰐組薬師堂村	小笠原弥左衛門 (手代)		
亀甲町	泉屋彦太郎		『御国日記』文化5年6月20日条に頭取として名前有り。
大鰐組薬師堂村	勘兵衛	村預・宿預	『御国日記』文化5年6月20日条に頭取として名前有り。
大鰐組薬師堂村	弥惣次		
大鰐組薬師堂村	乙之		『御国日記』文化5年9月18日条に詳しい罪状の記載有り。
大鰐組薬師堂村	七右衛門		
大鰐組薬師堂村	智源 (山伏)	親類預	
尾崎組町井村	藤左衛門		
大鰐組薬師堂村	小笠原弥太郎 (弥左衛門親)		『封内事實秘苑』文化6乙巳年、拾遺追補に頭取として名前有り。

- ※ 『御国日記』文化6年(1809)7月30日条にある百姓たちの入牢・揚屋入・村預等御免の記事を基に作成した。
- ※ 網掛けは大鰐組薬師堂村以外からの山論関係者。
- ※ 『御国日記』文化5年9月18日条によれば乳井村と薬師堂村間の山論について諸役人や寺院へ廻り内訴に及んだとされる。
- ※ 亀甲町、泉屋忠兵衛は『御国日記』文化七年三月十四日条によれば薬師堂村の者へ加談し、訴訟の腰押を行ったとされる。
- ※ 亀甲町は弘前城北堀り沿いに位置する町名。泉屋がどのような人物であるか詳しいことは判明しなかったが、17世紀から18世紀に弘前藩領の尾太銅山の開発・経営に泉屋が関与していたことを長谷川成一氏が指摘しており、同氏によれば泉屋は大坂の住友家の屋号であるとしている。(長谷川成一『北奥羽の大名と民衆』清文堂 2008年 243頁から246頁等を参照)

【表③】文化9年3月20日 大鰐組乳井村百姓外東御門強訴において刑が言い渡された百姓一覧

出身組・村名	名前	罪状	刑罰	言い渡された月日
大鰐組乳井村	兵助	「頭取は無之書付」を差し出した。 「頭取は無之書付」を差し出した。	鞭刑12、三里四方追放	文化9年12月16日
大鰐組乳井村	甚九郎			
大鰐組乳井村	助作	寄合の中で願書を認めた。	鞭刑18	
大鰐組乳井村	和次郎			
大鰐組乳井村	三之			
大鰐組乳井村	丑			
大鰐組乳井村	三四郎			
大鰐組乳井村	薫之			
大鰐組乳井村	長之			
大鰐組乳井村	小八郎			
大鰐組乳井村	太助	村中の人気を動かし、所々へ内訌に及んだ。	郷土取扱、永牢	
大鰐組乳井村	成田要助（郷土）			

※ 「御国日記」文化9年12月16日条の百姓たちに対しての判決文を基に作成した。

※ 今回の強訴において、「頭取」が示す文言は「御国日記」以外の史料中にも見られなかった。

【表④】文化8年(1811)8月発生 居士山柴草刈取事件において刑が言い渡された百姓一覧

出身組・村名	名前	罪状	刑罰	言い渡された月日
大鰐組吹上村	万助 (佐右衛門門役)	山勢で山役人を鯖石村まで引き連れ、山役人を手籠にした。	鞭刑21、三里四方追放	文化8年12月24日
尾崎組大坊村	権太 (四五次衛門二男)	山役人手籠の頭取。	鞭刑21、三里四方追放	
尾崎組小杉村	兼 (庄屋与兵衛飯子)	山役人から奪い取った刀を柏木町村清藏、大坊村清松から預かり、大坊村喜藏に預ける。	鞭刑18、居村私	
尾崎組岩館村	亀 (庄屋吉兵衛飯子)	尾崎組小杉村兼と同じ。	鞭刑15	
大鰐組吹上村	理兵衛 (弥次兵衛弟)	山役人を手籠にした疑い。(本人は居士村へ行きはしたがそのまま帰ったと主張。しかし、他の者から証言あり。)	鞭刑12	
尾崎組柏木町村	清藏 (長十郎子)	高細村酉と申し合わせ、役人の刀を踏み付け、投げ捨てた。	鞭刑18、居村私	
大鰐組吹上村	藏 (勝助弟)	柏木町村清藏と同じ。	鞭刑21、三里四方追放	
大鰐組高畑村	酉 (三左衛門子)	柏木町村清藏と申し合わせ、役人の刀を奪い取り踏み付けた。	鞭刑18、居村私	
尾崎組大坊村	清松	脇差を奪い取り、小杉村の兼へ預ける。	鞭刑15	
尾崎組原田村	要助 (権十郎子)	大坊村清松と同じ。	鞭刑6	
尾崎組原田村	常 (伝十郎孫)	大坊村清松と同じ。	鞭刑6	
尾崎組石郷村	辰 (甚次衛門掣)	大坊村清松と同じ。	鞭刑6	
尾崎組柏木町村	万藏 (三右衛門二男)	大坊村清松と同じ。	鞭刑6	
尾崎組小杉村	甚右衛門 (仁左衛門弟)	大坊村清松と同じ。	鞭刑6	
尾崎組原田村	伝兵衛 (五人組伝十郎掣)	兵助、助之丞と申し合わせ、明山では無い場所を明山であると命ぜられた廻文を差出した。	鞭刑30、十里四方追放	
尾崎組石郷村	兵助五軒組合	兵助が戻ってきたことに対して監視をすべきなのに見逃していたことが疎かである。	30日以内に過料銭として組合より銭15貫文。	

尾崎組原田村	伝十郎五軒組合	兵助五軒組合と同じ。	30日以内に過料銭として組合より銭6貫文。	文化10年7月3日
尾崎組石郷村	佐右衛門（代庄屋）	兵助五軒組合と同じ。	代庄屋取放の上、30日戸ノ。	
尾崎組石郷村	左五右衛門（五人組）	兵助五軒組合と同じ。	五人組取放の上、30日戸ノ。	
尾崎組原田村	惣十郎（代庄屋）	兵助五軒組合と同じ。	代庄屋取放の上、20日戸ノ。	
尾崎組原田村	小左衛門（五人組）	兵助五軒組合と同じ。	五人組取放の上、20日戸ノ。	
尾崎組石郷村	兵助家内	兵助が村へ戻ってきたことを隠していた。	代官にて叱り。	
尾崎組原田村	伝十郎	伝兵衛が村へ戻ってきたことを隠していた。	代官にて叱り。	
尾崎組石郷村	兵助（庄屋）	偽廻文を差し出した。／この騒動の眞取。	鞭刑30、十里四方追放	

※ 「御国日記」文化8年(1811)12月24日条、文化9年(1812)7月3日条、文化10年(1813)9月23日条をもとに作成した。

※ 網掛けの部分は兵助・伝兵衛が一度出奔し、捕縛された後に言い渡された刑罰と月日を入力している。尚、顕彰牌が建立される等実際に顕彰されていることの確認がとれるのは「原田村伝兵衛」である。

A study of *Hyakusyo Ikki* (peasant uprising) and “*Gimin*” (people who rose uprisings) in the domain of *Hirosaki* :

A dispute about mountains and forests during the *Bunka* era

KAYABA, Masahito

The purpose of this article is to reconsider peasant uprisings which occurred in the domain of *Hirosaki* during the *Bunka* era. Previous studies of these peasant movements mainly have focused on “*Tamijiro Ikki*” and “*Gimin; FUJITA Tamijiro*”. It has been thought that these peasant movements were caused by the burden of the guard of *Ezo*. However, peasants in the domain of *Hirosaki* rose uprisings caused by dispute about mountains and forests during the *Bunka* era, and “*Gimin; Denbe* of Harada village” appeared from these peasant uprisings. Therefore, in this article, these uprisings and “*Gimin*” are considered individually. Some peasant uprisings and riots which occurred in the domain of *Hirosaki* during the *Bunka* era, especially the ones occurred in *Nyui* village and *Yakushido* village in 1808, 1809 and 1812, caused by the mountain border dispute. They tried to fulfill their own request in each united body. In these cases, it can be said that peasant acted based on the spirits of “*Ito*” - uniting to satisfy one demand. It is said that they united because they had the problem how to sort the land of the mountain, not because they were suffered from the burden of the guard of *Ezo*. The peasant groups of *Owani*, *Ozaki*, *DaiKOji* has united with “*Kaibun*” - a written order or declaration to incite the action of people and attacked the mountain officer and the magistrate’s office in 1811. This riot is called “居士山柴草刈取事件”. It is thought that this case occurred because peasant became indignant that the government refused their claim. Peasant made a demand on the government for “*Akeyama*” - the government mountain which peasant could get the tree or something for their daily life fro. It is difficult to consider that the riot was caused by the burden of the guard of *Ezo*. From this riot, it can be seen that “*Denbe* of Harada village” were profoundly honored as *Gimin*. In the actual riot, *Denbe* were not

sentenced to death like being beheaded, and also his actions in this riot are not talked about by the following generation as the legend or heroic tale. After the riot, peasant got the right to enter the government mountain which they had demanded as “*Akeyama*”. Nor was this all, peasant were still permitted to enter the mountain after the end of Edo period, without the mountain being nationalized. In order to pass these achievements to posterity, *Denbe* has been honored as *Gimin*. In these peasant movements in the domain of *Hirosaki* during *Bunka* era, they fought for the use of the mountains or gathered together to form a party in each village unit. We can see the importance of the mountains and forest for peasants who rose uprisings and riots from the honor of *Gimin*. Thus when we consider peasant uprisings which occurred in the domain of *Hirosaki* during the *Bunka* era, we have to take account of not only the view of the burden of the guard of *Ezo*, but also the use of the mountain for peasants.

（人文科学研究科史学専攻 博士前期課程修了（平成二十三年度））